

第4節 自筆証書遺言の方式

1 無効になりやすい自筆証書遺言の要件の1 自書

自筆証書遺言の要件は、遺言者が、民法968条に規定されているようにその全文、日付及び氏名を自書し、印を押すことです。

民法968条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

(1) 自書とは、遺言者自らが書くことです。

添え手による補助は許されるか？

許されますが、次の判例がその意味と限界を判示しております。

最高裁昭和62年10月8日判決

自書が要件とされるのは、筆跡によって本人が書いたものであることを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障することができるからにほかならない。そして、自筆証書遺言は、他の方式の遺言と異なり証人や立会人の立会を要しないなど、最も簡易な方式の遺言であるが、それだけに偽造、変造の危険が最も大きく、遺言者の真意に出たものであるか否かをめぐって紛争の生じやすい遺言方式であるといえるから、自筆証書遺言の本質的要件ともいふべき「自書」の要件については厳格な解釈を必要とするのである。「自書」を要件とする前記のような法の趣旨に照らすと、病気その他の理由により運筆について他人の添え手による補助を受けてされた自筆証書遺言は、(1) 遺言者が証書作成時に自書能力を有し、(2) 他人の添え手が、単に始筆若しくは改行にあたり若しくは字の間配りや行間を整えるため遺言者の手を用紙の正しい位置に導くにとどまるか、又は遺言者の手の動きが遺言者の望みにまかされており、遺言者は添え手をした他人から単に筆記を容易にするための支えを借りただけであり、かつ、(3) 添え手が右のような態様のものにとどまること、すなわち添え手をした他人の意思が介入した形跡のないことが、筆跡のうえで判定できる場合には、「自書」の要件を充たすものとして、有効であると解するのが相当である。

・・・本件遺言書には、書き直した字、歪んだ字等が一部にみられるが、一部には草書風の達筆な字もみられ、便箋四枚に概ね整った字で本文が22行にわたって整然と書かれており、前記のような太郎の筆記能力を考慮すると、花子が太郎の手の震えを止めるため背後から太郎の手の甲を上から握って支えをただけでは、到底本件遺言書のような字を書くことはできず、太郎も手を動かしたにせよ、花子が太郎の声を聞きつつこれに従って積極的に手を誘導し、花子の整然と字を書く意思に基づき本件遺

言書が作成されたものであり、本件遺言書は前記（２）の要件を欠き無効である・・・。

2 要件の2 押印は指印でもよい

要件の2は印を押すことです。指印，拇印も印です。

最高裁平成元年2月16日判決

自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が遺言の全文、日附及び氏名を自書した上、押印することを要するが（民法968条1項）、右にいう押印としては、遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること（以下「指印」という。）をもつて足りるものと解するのが相当である。けだし、同条項が自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまつて遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによつて文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解される^{ところ}、右押印について指印をもつて足りると解したとしても、遺言者が遺言の全文、日附、氏名を自書する自筆証書遺言において遺言者の真意の確保に欠けるとはいえないし、いわゆる実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠けるところがないばかりでなく、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえつて遺言者の真意の実現を阻害するおそれがあるものというべきだからである。もつとも、指印については、通常、押印者の死亡後は対照すべき印影がないために、遺言者本人の指印であるか否かが争われても、これを印影の対照によつて確認することはできないが、もともと自筆証書遺言に使用すべき印章には何らの制限もないのであるから、印章による押印であつても、印影の対照のみによつては遺言者本人の押印であることを確認しえない場合があるのであり、印影の対照以外の方法によつて本人の押印であることを立証しうる場合は少なくないと考えられるから、対照すべき印影のないことは前記解釈の妨げとなるものではない。そうすると、自筆証書遺言の方式として要求される押印は拇印をもつて足りるとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

なお、指印が、遺言者のものであるとの証明方法について、次の判例があ

ります。

最高裁平成元年6月23日判決

・・・指印が遺言者本人の押捺にかかるものであることは、必ずしも遺言者本人の指印の印影（以下「指印影」という。）であることが確認されている指印影との対照によつて立証されることを要するわけではなく、証人の証言等によつて立証される場合のほか、遺言書の体裁、その作成、保管の状況等諸般の事情から推認される場合でも差し支えないと解するのが相当である。

3 花押は無効

花押は、指印と違って、押印とは認められません。下記の判例があるから
で
す。

最高裁平成28年6月3日判決

花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。

そして、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるどころ、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。

拇印は有効だが花押は無効とする判例に通底する考え

それは、我が国における慣行ないし法意識に、法律上の効果を与えるもの、といえましょうか。

すなわち、平成元年判例は、「通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識」に照らして拇印を有効とし、花押については、「我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い」ので無効、としているからです。

4 二葉からなる遺言書に契印はなくとも有効とされた遺言書

最高裁昭和37年5月29日判決

遺言書が数葉にわたる場合、その間に契印、編綴がなくとも、それが一通の遺言書であることを確認できる限り、右遺言書による遺言は有効である（最高裁昭和36年6月22日判決参照）と解するを相当とするところ、原審は挙示の証拠により、本件遺言書は二葉にわたり、その間に契印がなくまた綴じ合わされていないが、その第二葉は第一葉において譲渡するものとされた物件を記載され、右両者は紙質を同じくし、いずれも遺言書の押印と同一の印で封印されて遺言書の署名ある封筒に収められたものであつて、その内容、外形の両面からみて一通の遺言書であると明認できるから、右遺言は有効である・・・。

5 遺言者が故意に赤斜線を引いた遺言書は無効

最高裁平成27年11月20日判決

民法は、自筆証書である遺言書に改変等を加える行為について、それが遺言書中の加除その他の変更に当たる場合には、968条2項所定の厳格な方式を遵守したときに限って変更としての効力を認める一方で、それが遺言書の破棄に当たる場合には、遺言者がそれを故意に行ったときにその破棄した部分について遺言を撤回したものとみなすこととしている（1024条前段）。そして、前者は、遺言の効力を維持することを前提に遺言書の一部を変更する場合を想定した規定であるから、遺言書の一部を抹消した後にもなお元の文字が判読できる状態であれば、民法968条2項所定の方式を具備していない限り、抹消としての効力を否定するという判断もあり得よう。ところが、本件のように赤色のボールペンで遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるから、その行為の効力について、一部の抹消の場合と同様に判断することはできない。

以上によれば、本件遺言書に故意に本件斜線を引く行為は、民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当するというべきであり、これによりAは本件遺言を撤回したものとみなされることになる。したがって、本件遺言は、効力を有しない。

参照：

民法968条2項 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

1024条 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

6 遺言（甲遺言）を書き、その撤回の遺言（乙遺言）を書き、乙遺言の撤回と甲遺言を有効にすることを内容とする遺言（丙遺言）を書いた事件で、甲遺言を有効とした判例

最高裁平成9年11月13日判決

遺言（以下「原遺言」という。）を遺言の方式に従って撤回した遺言者が、更に右撤回遺言を遺言の方式に従って撤回した場合において、遺言書の記載に照らし、遺言者の意思が原遺言の復活を希望するものであることが明らかとなるときは、民法1025条ただし書の法意にかんがみ、遺言者の真意を尊重して原遺言の効力の復活を認めるのが相当と解される。これを本件について見ると、前記一の事実関係によれば、亡正義は、乙遺言をもって甲遺言を撤回し、更に丙遺言をもって乙遺言を撤回したものであり、丙遺言書の記載によれば、亡正義が原遺言である甲遺言を復活させることを希望していたことが明らかであるから、本件においては、甲遺言をもって有効な遺言と認めるのが相当である。

参照：認定された事実

被相続人は、昭和62年12月6日、自筆証書によって、その遺産の大半を被上告人に相続させる内容の遺言（甲遺言）をした。

被相続人は、平成2年3月4日、自筆証書によって、被上告人に相続させる遺産を減らし、甲遺言の内容より多くの遺産を被上告人以外の者に相続させる内容の遺言（乙遺言）をした。乙遺言の末尾には、「この遺言書以前に作成した遺言書はその全部を取消します」との記載がある。

さらに、被相続人は、平成2年11月8日、自筆証書によって、「・・・に渡した遺言状は全て無効とし・・・弁護士のもとで作成したものを有効とする」と記載された遺言（以下「丙遺言」という。）をした。丙遺言にいう「・・・に渡した遺言状」とは乙遺言書を指し、「・・・弁護士のも

とで作成したもの」とは甲遺言書を指している。

参照：

民法1025条 前3条の規定により撤回された遺言は，その撤回の行為が，撤回され，取り消され，又は効力を生じなくなるに至ったときであっても，その効力を回復しない。ただし，その行為が詐欺又は強迫による場合は，この限りでない。